申 請 扶 養 者 チェックリスト

〈申請扶養者毎にチェックして下さい〉

被保険者記号番号　　－

被保険者氏名

申請扶養者氏名　　（続柄）

＊1つでも×があれば申請不可です

チ　ェ　ッ　ク　項　目	説　　明	チェック ○ ×
1. 申請扶養者(扶養に入れたい人)が 配偶者(内縁関係含む)、直系尊属(被保険者の父母、祖父母等)、被保険者の子(養子含む)、孫、兄、姉、弟、妹	被保険者と同居でも別居でも申請できます	
上記以外の3親等内の親族(配偶者の父母・子等の姻族、被保険者のおじ、おば、おい、めい、子の配偶者等)の場合は、被保険者と同居している	被保険者と別居の場合には申請できません (同居していることが必要です) 但し、会社命令による単身赴任中で別居している妻子と申請扶養者が同居する場合は同居扱いとします	
2. 申請扶養者の今後1年間に予想されるすべての収入(税・社会保険料控除前の金額)が限度内であり、なおかつ被保険者の収入の1/2未満※1である 60歳未満(年間収入)・・・・・・・・130万円未満 (月額108,334円 日額3,612円未満)	収入限度額を超えていると、申請できません ※1 収入が1/2以上あっても被保険者の年間収入を上回らないときで、被保険者が世帯の生計維持の中心的役割を果していると認めらるときは、被扶養者となることがあります	
60歳以上または障がい者(年間収入)　・・・・・・・・・180万円未満 (月額150,000円 日額5,000円未満)		
3. 主として被保険者に生計維持されている (申請扶養者の生活費の半分以上が被保険者の収入でまかなわれている)	生活費の半分以上を被保険者が負担していることが必要です。小遣いをあげている場合や、生活費の一部だけを負担している場合には申請できません	
申請扶養者に被保険者以外の生計維持関係が強い親族(優先扶養義務者)がいる場合、その優先扶養義務者に扶養能力がない 優先扶養義務者 その家族の「配偶者」、母なら「父」兄弟姉妹なら「両親」	優先扶養義務者の収入により生活できる場合は申請できません	
4. 申請扶養者が失業給付、傷病手当金、出産手当金、その他休業補償等を受けていない または受けている場合、収入限度額内である 60歳未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・日額3,612円未満	収入限度額を超えている場合は申請できませんので、受給終了後に申請してください 待機期間、給付制限期間中は申請できます ただしそれ以外の収入があり、合計月108334円※1以上ある場合は申請できません。	
60歳以上または障がい者　・・・・・・・・・・・・日額5,000円未満	※1　60歳以上または障がい者の方は月150000円	
5. 配偶者と子供以外の申請者の場合 同居家族の中に被保険者より収入の多い人がいない	収入の多い人がいる場合申請できません (特別な事情がある場合はご相談ください)	

○別居の方は下記項目もチェックしてください

6. 申請扶養者の収入は被保険者からの仕送り額より少ない	仕送り額より収入が多い場合は申請できません	
7. 被保険者以外からの仕送りがない または仕送りがあっても被保険者の仕送り額より少ない	主として被保険者により生計維持されているとは考えられませんので、申請できません	

※ 収入の範囲(非課税所得も収入です)

給与、賞与、通勤費、各種年金(国民、厚生、企業、遺族、障害、共済、恩給、個人等すべての年金)、傷病手当金、失業給付、労災補償、出産手当金、事業収入、副業、アルバイト、内職、謝礼、利子、配当、不動産賃貸収入、被保険者以外からの仕送り(生活費、養育費等)、その他継続性のある収入

○対象外・・・ 退職一時金、不動産売却代金等 一時的なもの

チェック項目がすべて○なら

申請扶養者が
- 収入がない方→「被扶養者届」に収入がない場合の添付書類を添付して事業所担当者経由で申請してください。
- 収入(年金等含む)がある方→「被扶養者届」に収入がある場合の添付書類を添付して事業所担当者経由で申請してください。

2019.5